

平成16年8月9日
国土利用計画研究会

国土利用計画研究会の議事の公開について（案）

国土利用計画研究会の議事の公開については、次のとおり行うものとする。

- 1 会議は非公開とし、会議終了後すみやかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公表するものとする。
- 2 議事録については、発言者氏名を除き、すみやかに公表するものとする。
- 3 会議資料及び議事録については、公表により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると委員長が認めた場合には、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 1から3までの規定により公表する議事要旨等については、インターネット等において広く公開するものとする。

以上